

議案第 1 1 1 号

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

(大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。